

商標登録を行わなかったために起きたトラブル事例

【事例1:WEB 事業】 WEB ブラウザ名称について

Mozilla Foundation が開発・公開している、オープンソースの Web ブラウザ「Mozilla Firefox」。Windows 版、Linux 版、Mac OS X 版があり、いずれも無償で入手・利用することができる。

開発が始まった初期には「Phoenix」という名称で呼ばれていたが、これは BIOS などを開発している Phoenix Technologies 社の商標だったため、「Firebird」に変更された。しかし、これはオープンソースのリレーショナルデータベース開発プロジェクトの名称と同じだったため、再度「Firefox」という名称に変更され、結局この名前で正式版がリリースされた。

(IT用語辞典「e-word」より)

【事例2:ソフト事業】 メールソフト名称について

サイト一企画は、同社で開発・配布しているメールソフト「鶴亀メール」が他社の商標権を侵害していることが判明したとして、ソフトウェアの名称を「秀丸メール」に変更すると発表した。名称変更は、可能な限り速やかに行なうとしている。

サイト一企画によれば、8月2日に商標権者からの指摘があり、他社の商標権を侵害していたことを確認。弁護士などと相談の結果、名称を秀丸メールに変更するとともに、サイトに謝罪文を掲載した。

今後、鶴亀メールの名称の使用は一切中止し、すべて秀丸メールという名称を使うという。

ただし、配布しているソフトウェアに含まれる個々のファイル名 (turukame.exe など) やプログラム内部のローマ字表記部分など、変更が困難な部分については、商標権者の許可を得た上で当面は継続して従来 of 名称を使用する。サイト一企画では、鶴亀メールの関連ソフトや Web ページ上での表記などについても、表記の変更を呼びかけている。

(2005.08.09 「Internet watch」より)

【事例3：不動産事業】 マンション名称について

ファッション雑誌「VOGUE」を発行する米国企業と、その日本版を発行する日本企業が、マンション「ラ ヴォーグ南青山」を分譲した不動産会社を相手に、「VOGUE」に類似した標章の使用差し止めと損害賠償などを求めた訴訟の判決が東京地裁で行われ、高部真規子裁判長は「VOGUEと関係があると誤信させ、不正競争防止法違反にあたる」として、標章の使用禁止と、建物の 5 %にあたる 4,750 万円の損害賠償を命ずる判決を下した。

判決によると、被告の不動産会社(株)プロパストは、2002 年に東京南青山の13階建てのマンションを「ラ ヴォーグ南青山」と名づけ、「南青山のデザイナーズマンション」と宣伝して分譲、その際のモデルルームやマンション本体、ファッション雑誌のような宣伝用パンフなどに「VOGUE」に類似した「Lavogue MinamiAoyama」などの標章を用いたといわれる。

被告側は、「VOGUE」は仏語や英語では「はやり、流行」を意味する一般名詞、ファッション雑誌とマンションは商品が異なる、「ラ ヴォーグ南青山」は文字商標登録済みなどとして、混同は生じないと主張したが、高部真規子裁判長は、VOGUEは日本では一般的な言葉ではない、近年ファッション雑誌と建築は無縁ではなく、本マンションもデザイナーズマンションとしてファッション性を売り物にした、などとして被告の行為は不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に該当すると結論づけた。

(2004.07.06 知財情報局「IP-NEWS」より)